

石見銀山世界遺産登録20周年・発見500年記念観光事業補助金 Q&A

質 問 (Q)	回 答 (A)
<p>要綱第9条の「やむを得ない理由」とは具体的にどのようなケースが認められますか？</p>	<p>交付決定を待つと、事業の目的が達成できない「時間的制約」がある場合です。具体的には以下のような場合が想定されます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・季節・日程の制約：特定の時期（紅葉・雪等）の撮影や、日程が決まっている祭事・イベントに連動する事業。 ・早期広報の必要性：20周年記念イベント等に合わせ、交付決定前から宣伝を開始しないと集客が間に合わない場合。 ・制作期間の確保：期限までに完成させるために、物理的に今すぐ着手が必要な大規模事業など。 <p>注記：希望される場合は、申請時に「事前着手届」の提出が必要です。必ず事前に事務局へご相談ください。</p>
<p>要綱第2条第1項について、「体験コンテンツ造成型」と「誘客・広報推進型」の両方を組み合わせた事業は申請できますか？</p>	<p>可能です。「良いものを作り、広く伝える」という一体的な取り組みは推奨されます。ただし申請時にはどちらか一方を「主たる区分」として申請する必要があります。</p>
<p>要綱第2条第2項について、ハード整備で対象になるケースがあれば例を教えてください。</p>	<p>原則として、建物の改修や据え付け工事（固定資産となるもの）は対象外です。ただし、移動・転用が可能な「備品」であれば対象となる場合があります。</p> <p>※対象になり得る「ハード（物）」の例</p> <ul style="list-style-type: none"> ・移動式の体験用備品：固定されない作業台、展示用什器、イベント用テントなど。 ・コンテンツ専用機器：VRゴーグルや体験型システムの端末など（※汎用PCは除く）。 ・仮設の設置物：期間中のみ設置する看板、バナー、タペストリーなど。
<p>要綱第2条第1項について、土産物（お菓子、特産品、雑貨、伝統工芸品など）の造成は対象となりますか？</p>	<p>単に「モノを作って売る」だけでは対象になりにくいですが、その商品を通じて石見銀山の価値を伝える「体験（ワークショップ等）」や「物語の提供」とセットになっている場合は、体験コンテンツ造成として認められる可能性があります。</p>
<p>要綱第2条第1項について、旅行会社の誘客活動に使用する販促グッズ作成は対象になりますか？</p>	<p>対象になります。ただし、「記って終わり」ではなく、誘客に直結する戦略的な活用が条件です。</p>
<p>製作物について、20/500年ロゴマーク以外の新規デザイン作成は可能ですか。デザインの自由度がありますか。</p>	<p>可能です。事業の魅力を伝えるための新規デザインやイラスト作成、写真撮影費などは広く対象となります。ただし、本記念事業の助成を受けていることを示すため、指定のロゴマークを併記していただく必要があります。</p>
<p>要領第3条について、外部講師への謝金の上限額は決まっていますか？市外から呼ぶ場合の交通費も対象ですか？</p>	<p>謝金の具体的な上限額の規定はありませんが、社会通念上妥当な金額である必要があります。市外・県外から講師を招く際の交通費は「費用弁償」として対象になります。</p>
<p>要領第3条について、旅費は国内だけでなく海外（台湾等）も対象となりますか？</p>	<p>原則として「市外・県外」への活動を想定していますが、インバウンド誘客の観点から海外でのプロモーションが必要な場合は、事前相談にてその妥当性を確認した上で、会長が特に必要と認める場合に限り対象となり得ます。</p>
<p>要領第3条について、科目ごとに上限設定はありますか。例：委託料は総事業費の50%まで</p>	<p>原則として、科目ごとの一律な割合制限（%）はありません。ただし、「備品購入費」にのみ金額の上限があります。</p>
<p>要領第3条について、複数事業者連携で補助事業を実施する場合において、連携事業者が他の補助制度等を活用して本事業に参画することは可能か。</p>	<p>可能です。ただし、同じ経費項目（領収書）を複数の補助金で重複して申請することはできません。</p>
<p>要領第3条について、対象外経費に飲食費（体験プログラムの一部として不可欠なものは除く）とありますが、食に関するイベントへ地元産食材を提供し、PRを行うことは「体験プログラムの一部」とみなされますか。</p>	<p>単なる「試食」や「振る舞い」によるPRは対象外です。参加者の「体験（作業や学び）」に不可欠な材料である場合に限り、認められます。</p>
<p>金額を押さえれば、1社からの申請数に上限はありませんか？</p>	<p>申請数に制限はありませんが、それぞれの事業が独立したプロジェクトとして認められる必要があります。また、全ての事業を完遂できる実施体制があるかどうか審査の重要なポイントとなります。</p>
<p>新規性をもとめますか？既存提供のサービス・おもてなしの磨き上げは対象となりますか？</p>	<p>完全な新規事業である必要はありません。既存のサービスをブラッシュアップし、価値を高める「磨き上げ」も対象です。</p>
<p>物販を伴う誘客事業においては収益納付の規定がありますか？</p>	<p>直接的な「収益納付」の規定はありません。ただし、補助金は自己負担分を補う性質のものであるため、多額の収益が見込まれる場合は、確定時に調整（精算）を行う場合があります。物販を伴う場合は、その利益をどう観光振興に再投資するかを計画に盛り込んでください。</p>

<p>事業内容の変更で対象経費が50万円以下となった場合、交付決定は取り消されますか？</p>	<p>対象経費が50万円以下となる場合、要綱第2条第2項第6号に規定するの要件を満たさなくなるため、交付決定が取り消される対象となります。</p>
<p>事業を交付決定の前から実施したいのですが、可能ですか？</p>	<p>原則、補助対象期間は「交付決定日から」ですが、やむを得ない理由があり事前に承認を受けた場合に限り事業の事前着手が可能です。ただし、事前着手が承認された場合でも、審査の結果、補助金申請そのものが不採択となる場合がありますのでご注意ください。</p>
<p>要綱第5条第1項に事前に事業着手する場合、補助対象期間は「当該着手の日から令和9年2月28日とする」とありますが、「着手の日」とは何を基準にすれば良いのでしょうか？</p>	<p>要綱附則第1項に規定する適用日以降に発生した経費であり、「契約締結日」、「発注日」、「経費の支出日」いずれかのうち、最も早い日が基準となります。</p>
<p>いつからいつまでの経費が補助対象ですか？</p>	<p>補助対象期間につきましては以下の通りとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通常の事業着手の場合：交付決定日～令和9年2月28日までに発生した経費 ・事前着手の場合：要綱附則第1項に規定する適用日以降～令和9年2月28日までに発生した経費